

人材養成および教育研究上の目的
法曹実務研究科は、「社会正義を実現する法曹」、「社会の発展に貢献する法曹」、「地域のあらゆる法律問題に対応できる法曹」の養成を人材養成および教育研究上の目的とする。

三つの方針（三つのポリシー）			
学位授与方針 （ディプロマ・ポリシー）		教育課程の編成・実施方針 （カリキュラム・ポリシー）	学生の受け入れ方針 （アドミッション・ポリシー）
＜法科大学院課程＞			
法曹実務研究科は、人材養成および教育研究上の目的のもと、次に掲げる資質・能力を有していると認められる者に、法務博士の学位を授与する。		法曹実務研究科は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、次に掲げる方針に基づき、教育課程を編成・実施する。	法曹実務研究科は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次に掲げる意欲と能力等を備えた学生・社会人・留学生を受け入れる。
知識・理解	【学修成果の目標】 本質および実際の意義を理解した上での基本的法的知識を修得し的確に説明することができる。（DP1）	【教育課程の編成】 導入教育として、「法情報・法文書入門」、「判例講読」、「裁判制度概論」などを配置し、これらを踏まえた上で、主に1年次において、公法系・民事系・刑事系の基本的な科目である憲法・民法・刑法などの法律基本科目を配置し、これらの法律の基本的知識を徹底して修得させ、法律学の理論、構造、制度および判例の基礎・基本をしっかりと理解させる。 【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】 学生が指示された予習を行ってきていることを前提に、レクチャー型・双方向型併用方式により授業を行う。 【学修成果の評価方法】 ・シラバスで明示する評価割合に従って、定期試験の成績、レポート、小テスト、授業中の発言等を点数化することにより評価する。（DP1） ・法律基本科目の必修科目の平均GPAが1.5以上であること、「共通到達度確認試験」で一定の成績を収めるなど所定の進級要件を満たしていることにより評価する。（DP1）	【求める学生像】 ・大学における所属・出身学部の特 専門分野、社会における職業や活動の特 専門分野を問わず、「社会正義を実現する法曹」、「社会の発展に貢献する法曹」および「地域のあらゆる法律問題に対応できる法曹」を目指す意欲と熱意を持ち、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーに基づいて編成・実施された教育課程において然るべき学修成果に到達することのできる論理的かつ合理的な「思考力・分析力・判断力・表現力」という実務法曹としての基礎的能力および資質を有する者。
	【到達指標】 ・所与の事例における法的問題の的確な抽出およびその解決策の提示に不可欠な基本的法的知識を修得し、十分な説得力を持って説明することができる。（DP1） ・定期試験等において合格と認められる成績を収めている。（DP1）		
技能	【学修成果の目標】 ・事実を正確に把握し法的問題を抽出する能力を有している。（DP2） ・事実を法的に分析し問題解決に至る論理的道筋を整理する能力を有している。（DP3） ・法的に表現・議論・説得することができる能力を有している。（DP4）	【教育課程の編成】 2年次から3年次においては、主に1年次に修得した基本的法的知識を適用・運用して、様々な社会的問題を解決することのできるスキルを養成するために、現実の事例の事実分析・認定を通じて法的思考力および問題解決能力の修得を目標とする演習科目を重点的に配置するとともに、それらの能力をさらに発展させ、法的議論・表現能力及びコミュニケーション能力など、実務法曹としての実践的かつ専門的なスキルを修得させることを目標とした法律実務（臨床系）科目を配置している。 【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】 学生が指示された予習を行ってきていることを前提に、双方向型方式により授業を行う。 【学修成果の評価方法】 ・シラバスで明示する評価割合に従って、定期試験の成績、レポート、授業中の発言等を点数化することにより評価する。（DP2～4） ・法律基本科目の必修科目の平均GPAが1.5以上であることなど所定の進級要件を満たしていることにより評価する。（DP2～4）	【入学者選抜の在り方】 ・アドミッション・ポリシーを具現化するための評価方法等は、「募集要項」に明示する「選抜方法および選抜基準等」による。 ・入学試験は未修者コースと既修者コースに分けて実施され、未修者コースの可否は、実務法曹に不可欠な基礎的能力及び実務法曹を目指す意欲と熱意を有するか否かを小論文試験や面接等により、既修者コースの可否は、未修者コースの判定事項に加え、本法科大学院の1年次の法律基本科目の学修を終えた者と同等程度以上の学識を有しているか否かを法律専門試験により判定する。既修者コースのうち法曹養成連携協定による5年一貫型特別選抜の可否は、法律専門試験を課さずに判定する。 ・多角的な視点から多様な人材を選抜し、様々な専門知識や社会経験を有する人に広く門戸を開くため、社会人及び法学系以外の出身者について一定の範囲で優先的な特別考慮を実施する。
	【到達指標】 ・所与の事例において事実を正確に把握し法的問題を抽出することができる。（DP2） ・所与の事例において事実を法的に分析し問題解決に至る論理的道筋を整理することができる。（DP3） ・具体的問題について法的に表現・議論・説得することができる。（DP4） ・定期試験等において合格と認められる成績を収めている。（DP2～4）		
態度・志向性	【学修成果の目標】 地域に貢献する法曹としての高い使命感と倫理観を有している。（DP5）	【教育課程の編成】 地域に根ざした法曹の使命と責任、倫理観を涵養し、また実務法曹としての実践的かつ専門的なマインドとスキルを修得させるため、演習中心の法律実務科目を配置している。 【教育課程の実施（教育方法・授業形態等）】 学生がシラバス等で指示された事前準備を行ってきていることを前提に、双方向型方式により授業を行う。 【学修成果の評価方法】 シラバスで明示する評価割合に従って、定期試験の成績、作成した法律文書の適切性、事前の準備状況、授業中の発言、実務法曹に求められる実践的かつ専門的なマインドとスキルの完成度等により総合的に評価する。（DP5）	
	【到達指標】 ・地域に根ざした法曹の使命と責任を理解し、その意義を説明することができる。（DP5） ・「法曹倫理」などの法律実務科目の試験等において合格と認められる成績を収めている。（DP5）		